

東海市防犯灯設置基準

平成13年12月20日改訂
平成18年12月27日改定
平成26年4月1日改定
平成31年4月1日改定
令和2年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この基準は、夜間における犯罪及び事故等を未然に防止し、夜も安心して歩けるまちをつくるため、市が行う防犯灯の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 市民が夜も安心して通行できるように防犯灯を新たに設置するときは、既に設置してある道路照明灯又は防犯灯の箇所との距離が、概ね50メートル(第2号、第3号の箇所にあつては、概ね30メートル)を有し、かつ、次のいずれかに定める基準に適合するものについて設置するものとする。

- (1) 防犯及び交通安全対策上必要と認める箇所
- (2) 通学路で必要と認める箇所
- (3) 道路の屈折又は屈曲部で見通しの悪い箇所
- (4) 犯罪及び事故等が発生し、又は発生する恐れがある箇所
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた箇所

(設置の要望及び相談)

第3条 市は、町内会及び自治会の総意により、町内会長又は自治会長から交通防犯課へ提出された要望書等により審査を実施するものとする。なお、設置可能場所が私有地となる場合においては、土地所有者(管理者)の承諾書を提出するものとする。

(照明器具)

第4条 防犯灯の照明器具は、新設又は器具交換するものについては、順次LEDを使用するものとする。また、設置する器具は、次の各号に定める基準を満たすものの中から、道路状況に応じて選定を行うものとする。た

だし、市長が特に必要と認めた場合は、指定する照明器具を設置できるものとする。

- (1) 公益社団法人日本防犯設備協会（以下「協会」という。）で定める優良防犯機器認定基準を満たしていること。
- (2) 平均水平面照度 31 lx 以上を満たすことができること。
- (3) 協会で定める照度基準クラス B（4 m 先の人の顔の向きや挙動姿勢などがわかる）以上の照度を、設置間隔概ね 20 m で維持することができる機器であること。

（土地開発行為及び土地区画整理事業）

第5条 民間事業者を原因者とした土地開発行為があり、その開発区域内において第2条に掲げる箇所が発生する場合は、交通防犯課へ協議の上、原因者の負担によって本基準を満たす防犯灯を設置し、交通防犯課へ移管するものとする。

また、東海市又は土地区画整理組合を原因者とした土地開発行為及び土地区画整理事業にあつては、宅地造成着手の1年以上前に交通防犯課と必要灯数について協議を行い、交通防犯課にて防犯灯を設置するものとする。